

〔原著論文〕

## 韓国幼児教育における第三者評価に関する研究

### －その1：第三者評価制度概要とその特徴

“a Study on Accreditation Systems of Kindergarden and Day Care Center in Korea ”

丹羽 孝  
Takashi Niwa

**要旨** 本研究は、韓国の幼児教育機関－幼稚園とオリニジップに対する第三者評価制度の目的と内容の特徴を明らかにすることを目的としている。

韓国では戦後長い間、初等学校以上の発展政策に力を注いできて、幼児教育水準の政策にはこれといったものは見られなかった。しかし、2000年代に入って、世界の幼児教育への注目という背景もあって、急速に幼児教育政策へ力を注ぐようになった。中でも国・公立期間以外には殆ど政府支援がなかった現況を打破し、質高い幼児教育の提供が国家の大きな責務であるとの自覚の下に、ここで取り扱う第三者評価制度政策が登場してきたのである。幼稚園に対しては『幼稚園教育課程』の内容を中心とする幼稚園評価が、保育所に対しては評価認証事務局主管による「保育施設評価認証制度」が、2006年から発足し、順調に展開してきている。ここでは幼稚園評価制度の評価体系、オリニジップ評価認証制度の概要と当面課題について簡単に触れることとした。

**キーワード**：韓国幼児教育、第三者評価、保育の質、評価認証、KICCE

#### I. 研究の目的

本研究全体の研究目的は以下の4点にある。第一は韓国の幼稚園に関する国家水準教育課程の内容と特徴を明らかにすることである。韓国では2007年12月に第7次の幼稚園教育課程の改訂が行われた。2009年3月から施行されているこの教育課程は、なかなか興味深い内容を有している。

第二には、韓国では初めて作成された、保育施設に関する国家水準教育課程である「標準保育課程」の成立理由、その内容と特徴及び幼稚園教育課程との比較考察を行うことである。

第三は、上記二つの国家水準教育課程がどのように実践化されるかの過程を明らかにするとともに、その評価について考究することである。対象としては梨花女子大学附属幼稚園、徳成女

子大学校附属幼稚園、ソウル女子大学校附属幼稚園、中央大学校附属幼稚園等である。保育所については梨花女子大学校附属オリニジップ、延世大学校附属生活指導研究院、釜山大学校オリニジップ及びサムソン福祉財団立オリニジップ等である。

第四は、韓国における幼稚園、保育施設に対する第三者評価制度の内容と特徴及び当面課題について明らかにすることである。また、併せて、日本における第三者評価制度（幼稚園・保育所）のシステムとの比較考察を行うことである。本報告ではこの第4の課題について報告する

## II. 幼稚園評価

### 1. 幼稚園評価制度の背景

1980年代以降、韓国では幼稚園の量的増大が一定の水準を超えたと判断されて以降、に伴って、保育の質の問題が問われるようになった。ここでいう保育の質の問題とは、韓国の幼児教育のある程度の質の水準を維持・発展させること、並びに韓国幼児教育のアイデンティティをどう確立するかという二点にあった。

後者に関しては、韓国幼児教育学会を中心として本格的な研究活動が行われるようになった。その代表的な成果の一例としては、2004年3月に開催された韓国幼児教育学会定期総会および学術大会の記録をあげることができる。ちなみにその大会の研究主題は、「韓国幼児教育現場の正体制確立のための努力」であった。ここではこうした韓国幼児教育学会の努力が、以下に述べる第三者評価制度の実施を可能にした、大きな背景要因であったことを指摘しておくにとどめたい。

他方、幼稚園に関する第三者評価制度に関して概観すると、2000年度から2002年度にかけて、李基淑教授をチーム長として行われたBK21プロジェクト、「幼稚園評価制度研究」が嚆矢である。この研究では実際に韓国全土の幼稚園を対象としたサンプリング調査も行われた。しかし、それは具体化しなかった。その原因の一つは施設側の、評価制度に対する認識の弱さにあった。

そして近年、とりわけ幼児教育法の成立を契機に幼稚園評価問題が再燃し、本格的な取り組みが再開された。それが2007年度のことである。開発主体は韓国教育開発院で「幼児教育の公教育化促進のための幼稚園評価体制構築」がそれである。そして、それに続く「幼稚園模擬評価による教育評価モデル確立方案研究」でその骨格はほぼ定まり、2008年度から本格的に実施され始めた。そして、2009年度末までにその第1期試行段階を終えて、総括研究報告書が刊行される計画となっている。

## 2. 評価制度概要

以下、幼稚園評価制度の概要について、概観する。使用資料は教育科学部が発行している『幼稚園評価便覧』(2008.5、pp55)である。

### (1) 目的

幼稚園教育の質の向上のために、幼稚園評価体制を確立して、財政的支援方策を構築していくことにある。国家水準の幼稚園評価基準は、幼稚園教育の質の向上のために基本的に達成しなければならない国家的次元の幼児教育発展指標である。

### (2) 評価指標

評価体系は、評価委員による評価と自己評価の二つによって構成されている。そして、方法としては書面評価と現場評価が採用されている。以下、その内容について簡単に触れる。

第1に、共通指標：(<資料1>参照)が有る。これは評価委員によって評価が行われる際に使用されるもので、いわば本評価システムの主要内容となっている。

共通指標の大項目は4つで構成されている、その内容はa.教育課程領域(4項目65点)、b.教育環境(2項目45点)、c.健康・安全領域(3項目40点)、d.運営管理(4項目40点)となっている。大項目以下の詳細は、下記<資料1>に示した如くである。

注記：\*李基淑先生によれば「評価の中心は保育の質の評価であり、それは具体的には、教育課程評価である」とのことだった。(9月8日インタビュー、於:ソウル)従って、この評価指標では「教育課程」に関する評点が、65点と一番高くなっている。

\*\*評価システムは200点満点である。そのうち65点が教育課程に配分されている。

<資料1>幼稚園評価指標：教育科学部『幼稚園評価便覧』(2008)より

区分(配点)	評価項目(配点)	評価指標(配点)
教育課程 (55点)	1-1.教育計画樹立の適切性(15) 1-2.日課運営の適切性(15) 1-3.教授・学習方法の適切性(15) 1-4.評価の適切性(10)	1.教育計画案の作成と活用(5) 2.幼児教育に適合した教育内容・活動選定(10) 3.統合的日課運営(10) 4.教育活動類型間の均衡的案配(5) 5.幼児教育に適合した教授・学習方法の使用(10) 6.教師-幼児間の質的相互作用(5) 7.幼児の発達状況記録と活用(5) 8.教育課程評価実施及び結果活用(5)
教育環境 (45点)	2-1.教育環境構成の適合性(15) 2-2.教材・教具の適合性(15) 2-3.施設・設備の適合性及び安全性(15)	9.室内教育環境の適合性(10) 10.室外教育環境の適合性(5) 11.多様な教材・教具の具備と活用(5) 12.幼児の発達水準と主題に適合した教材・教具(5)

共通指標	2-3. 施設・設備の適合性及び安全性 (15)	13. 幼児の発達水準に適合した施設・設備 (5) 14. 施設・設備の安全管理 (10)
	3-1. 健康管理の適切性 (15) 3-2. 栄養管理の適切性 (15) 3-3. 安全管理の適切性 (15)	15. 幼児健康指導及び管理 (10) 16. 施設・設備の清潔管理 (5) 17. 均衡有る給・間食施行及びメニュー公開 (10) 18. 食材料の衛生的管理と使用 (5) 19. 幼児、教師安全教育及び定期的な非常訓練実施 (10) 20. 安全事故対応 (5)
	4-1. 教職員人事及び福祉の適切性 (15) 4-2. 予算編成及び運営の合理性 (10) 4-3. 家庭及び地域社会との連携 (10) 4-4. 機関長の運営の専門性 (10) 4-5. 学父母満足度 (10)	21. 教職員人事規定補充及び遵守 (5) 22. 教職員福祉規定保有及び支援 (10) 23. 予算書作成と公開 (5) 24. 政府支援金予算編成及び使用の妥当性 (5) 25. 多様な父母教育及び課程との交流 (5) 26. 地域社会人事・支援の活用と連携 (5) 27. 教育課程の質向上のための努力 (5) 28. 機関長のリーダーシップ (5) 29. 学父母の機関運営に対する満足度調査 (10)
自己指標	全日班運営 5-1. 全日班運営のための基本施設・設備具備 5-2. 全日班プログラムの適切性 5-3. 全日班教師確保	

第2に、自己評価である。自己評価は①. 幼稚園の現状把握と発展課題の発見、②. 評価団提供資料の作成の二つの目的の下に遂行される。自己評価の主たる内容は、先に示した共通指標による評価が主たる内容となっている。

この各園における自己評価の問題は、評価制度遂行過程でもっとも困難な課題の一つであることが多くの研究で指摘されている。これは保育施設評価にも同様のことが指摘されているが、第三者評価制度の今後の発展に通って、克服すべき課題の一つである。

自己評価システムの内容は、以下の如くである。

### ①手続き

自己評価の遂行に際しては、準備段階－評価－報告書作成－結果活用というサイクルが予定されている。これは具体的には園での自己評価報告書作成、自己評価委員会（構成：園長を含む4人程度）による点検、最終報告書の作成の手順で行われる。なお、参考までに自己評価報告書に要請されている内容は以下に示す如くである（＜資料2参照＞）。

#### <自己評価報告書目次一覧>

##### I. 幼稚園現況

##### II. 自己評価結果

- 1 : 指標別自己評価（教育課程領域、教育環境領域、健康・安全領域、運営管理領域、全日班運営領域）
- 2 : 自己評価点数表

### Ⅲ. 自己評価結果総合論議

- 1：幼稚園の特色及び優秀事例紹介
- 2：幼稚園自己保床を実施した後感じた点

以上が全国版の評価システムの概要である。各地方水準で評価制度が施行されるに際しては、各教育庁水準での「独自評価項目」が尽かされ、施行されている。この詳細については、第2次報告で行う。

### 3. 実施現況

2009年度版『韓国教育年鑑』に掲載されている、第三者評価関連データのうち、実施現況に関するものは評価結果に関する現況報告のみである。

第1は、「設立類型別・地域別評価結果」に関するものである。このデータ（<表1>参照）によれば、公立幼稚園の方が私立幼稚園より評価結果が高いこと、及び町村所在幼稚園の方が大都市や中都市所在のものより点数が高いことを示している。

<表1：設立類型別・地域別評価結果>：『韓国教育年鑑』2009年度版p92

区分	類型 (N)	教育課程 (55点)	教育課程 (45点)	健康・安全 (45点)	運営管理 (55点)	総点 (200点)
設立類型	公立 (50)	47.8	40.8	43.1	52.0	183.8
	私立 (50)	42.8	38.6	41.4	49.4	172.2
地域別	大都市 (48)	44.9	38.4	42.3	50.8	176.4
	中都市 (38)	44.4	40.3	42.0	50.2	176.8
	町村 (14)	48.9	42.3	42.9	51.8	185.8
全体		45.3	39.7	42.2	50.7	178.0

第2は、幼稚園評価に参加した結果に関する現況調査の結果である（<表2：幼稚園評価参加成果>）。この調査は育児政策開発センターによるものだが、その結果では、『教育課程の運営内実化』に大きな成果があったことが示されている。このシステムの設立者たちにとっては、大変意味ある結果が得られたことになる。しかし、今後の展開をまだまだ見守る必要があるだろう。

<表2：幼稚園評価参加成果>：『韓国教育年鑑』2009年度版p92

設立類型	教育課程運営と 内実化	施設設備及び環 境改善	教職員専門性向上	行政体制整備	教職員団結
公立 (106)	50.0	23.6	6.6	11.3	6.6
私立 (91)	35.2	22.0	6.6	34.1	1.1
全体 (197)	43.1	22.8	6.6	21.8	4.1

設立類型	園児募集及び広報効果	その他	全体
公立(106)	1.9	-	100
私立(91)	-	1.1	100
全体(197)	1.0	0.5	100

### Ⅲ. 保育施設評価認証制度

#### (1) 認証評価制度成立の背景

保育施設に関する評価認証制度は、具体的には昨年(2007年)から始まった。但し、昨年は試行的に全国100カ園の抽出実施であった。それに続いて2008年度から本格的に実施され始めている。この間の経緯について、評価認証事務局作成の年史には、以下のように整理されている。表中、最後の部分に示されている認証参加施設は29,084カ所、実に86.8%の参加率は、誇らしげに輝いているようである。

<表3：評価認証制度の歩み>：評価認証事務局内部資料(2009.9. 30)

年 度		事業内容
2003		保育施設評価認証制度モデル開発研究、研究示範運営(保健福祉部用役)
2004	1月	改訂された「乳幼児保育法」に保育施設評価認証制度導入根拠準備 ＜乳幼児保育法第30条＞
	6月	女性家族部に保育業務移管
	10月	情勢家族部「保育施設評価認証事務局」韓国女性開発院委託 保育施設評価認証事務局韓国女性開発院内に設置
2005	1月	保育施設評価認証示範運営実施
	12月	保育施設評価認証示範運営結果発表及び認証書授与(622カ所)
2006	1月	女性家族部「保育施設評価認証事務局」育児政策開発センター委託移管 保育施設評価認証拡大実施
		2005年再参加～2006年1期評価認証結果発表(438カ所)
2007		2006年2期～2007年1期 評価認証結果発表(3,482カ所)
2008	2月	保健福祉部に保育業務移管
		2008.4期から評価認証改善案適用(指標類型区分基準変更等) 2007年2期～2008年2期(4ヶ月)評価認証結果発表(5,382カ所)
2009	9月	2008.2期(5ヶ月)～2009.1期 評価認証結果発表(4,624カ所)
		全体参加申請累計 29,084カ所(全国86.8%) 認証通過累計 14,548カ所(全国43.4%)

以上の歩みを支えた理論的かつ社会的意見については、多くの研究者の意見がある。今ここでは、そのもっとも代表的な資料を示すことで、その概要を紹介しておくこととする。キムヨン・キムジンスクによる本論文(「保育施設評価認証制に対する施設長と教師の反応分析」：開放幼児教育研究2006.12. vol.11 NO.6,pp85-112)の内容は、大変簡明でわかりやすい。

#### 1. 評価認証制度導入背景

保育政策が社会の急速な変化とかみ合いながら、乳幼児の幸福に生きる権利保障と、女性と男

性の経済活動及び社会参加支援、そして未来国家競争力の強化のための社会の安定的な子女養育支援等の観点から活発に論議した。

特に、女性の経済活動参加が拡大されるとともに、乳幼児の保育に対する要求が急速に増加して、政府はこのような社会的要求に対応して1991年、乳幼児保育法を制定して、1995年から3年間保育施設拡充計画を推進した。その結果、乳幼児の保育施設は量的に急速に成長をして、2005年6月末現在、全国的に28,040カ所の保育施設で972,391名の乳幼児が保育サービスを提供されている(女性家族部、2005)。しかし、保育施設拡充計画の施策結果が評価されて、保育施設が乳幼児に適切で望ましい保育サービスを提供しているかという点において、そして父母の要求を適切に受け止めているかという側面において、憂慮と同時に疑問が提起されている。特に民間個人保育施設が全体の89%を占有していて、現在のような政府が民間個人施設に対する管理監督をしないという、保育の質管理が保証されていないということである(イミジョン、2006)。

保育サービスの質を向上させることができる方法は、大きくは二種類がある(リュウヒジョン、2006)。一つは制度的な側面で、政府が施設設置から保育施設の乱立を止めて、すべての保育施設が制度件のうちに合理的に運営されるよう支援することで、保育の一時的な質を保証する方法である。もう一つは、保育現場で提供されているサービスの水準を管理する方法で、既に保育先進国で活用されている評価認証制度を適用することである。これは保育現場がどのように運営されているかを調べて、保育サービスの質的水準を高めることを主要な目的とするものである。

最近まで行われている多くの研究では、保育施設が乳幼児に与える肯定的な効果とともに、否定的な効果も報告している(Preisner-Feinberg & Burchinal, 1997; ユウヒジョン, 2006再引用)。このような効果は短期的に影響を与えるけれど、青少年期まで長期的に発達の軌道を異なって導くこともあるということを留意しなければならない(Egeland & Hiester, 1995; ユウヒジョン2006, 再引用)。従って、評価認証制度の導入は保育施設の質管理と乳幼児の質の高いサービスを受ける権利を強調している。

最近、保育施設認証制度に関する研究と論議が国内で活発に進行してきた(ソムヒ等, 2000、ヤンオクスン, 2000; 梨花女大幼児教科BK21、サムソン福祉財団, 2002; ユヒジョン, 2006再引用)。

政府は保育事業活性化方案に保育現場のサービス水準を高めるための方案の一つとして「保育施設評価認証制実施(保健福祉部、2002.3)」を積極的に検討し始めて、専門化懇談会開催等を通じて、「保育施設評価認証制導入基本計画」(2003.1)を発表した。そしてさらにより具体的な方案を準備しようとして、「保育施設評価認証制モデル開発(保健福祉部、2003.4~12)」研究が実施されて、2004年1月、乳幼児保育法(第30条)が改訂されて、保育施設評価認証制度導入根拠が準備された。ついで2004年10月には「保育施設評価認証制事務局」を女性家族部傘下機構として設置して、2005年度示範運営を具体化した。

保育施設認証制度の導入は、保育施設にいる多くの乳幼児たちの健全な発達を助け、彼らの潜

在能力を育てることができる環境を提供してやるという点において、必須的なのである。さらに保育施設は保育環境改善を通じて、保育サービスの質的水準向上の効果を受けることができ、保育教師もまた、専門的保育教師としての自負心が増進されるのである。結局、このような効果と同時に、政府は保育施設の体系的な管理効果を得ることになる。」

## 2. 評価認証制概要

ここではごく簡単に、評価認証制の内容と特徴について述べる。評価認証制を正確に、且つ簡明に理解する上で、評価認証事務局による『保育施設評価認証』資料(評価認証事務局内部資料)は、大変貴重である。以下、本資料に即して、簡単に説明する。

\*本資料は丹羽、宍戸による訪問調査のために作成して下さった内部資料である。ここに評価認証事務局に対して深く御礼申し上げる。

### (1) 保育施設評価認証制度とは

保育施設評価認証は乳幼児に安全な保護と質の高い保育サービスを提供するため、評価認証指標を基準として、保育施設の現在水準を点検して、改善するようにした後、客観的な評価を通じて一定水準以上の施設について、国家が認証を付与する制度である。

### (2) 導入背景

- 1) 1991年、乳幼児保育法制定以後、急激な保育施設の量的拡充による保育施設の質的水準の管理不備
- 2) 設置基準及び規定の不備による質的水準の制度的管理装置の不備
- 3) 保育要求に較べて全般的に低い保育の質的水準を管理しようとするもの

### (3) 事業目的

- 1) 評価認証制度の導入を通じて、効果的な保育施設質管理システムを準備・運営することによって、保育サービスの質的水準を向上させること
- 2) これを通じて我が国の未来の主翼たる乳幼児に快適で安全な保育環境を造成して、健康な成長と発達を促進できるようにすること
- 3) 父母に保育施設選択の合理的な基準と情報を提供して、良質の保育サービスを通じて子女養育を支援する
- 4) 乳幼児のための政府予算の合理的な執行、効率的な管理を可能にすること

### (4) 推進根拠

推進根拠は「乳幼児保育法第30条」一保健福祉家族部長官は保育サービスの質的水準向上のため

めに、保育施設に対する評価認証を実施して、業務は公共または民間機関・団体等に委託して実施することができる。」という規定である。

この規定は、オリニジップに対する評価認証制の導入を目的として整備された条項であるというのが、その実態である。

#### (5) 委託機関

オリニジップに対する評価認証業務は「育児政策開発センター」(国立)に委託され、実施されている。評価認証事務局は、センターと密接に連携し、その適切な運営管理に努めている。

#### (6) 評価認証運営体系及び指標

##### 1) 評価認証運営体系

一評価認証は参加申請、自己点検、現場観察、認証審議の4段階で進行し、1保育施設が評価認証を受ける際に、早くても6～7ヶ月の期間が所用とされている。

以下、その過程をチャートに示せば、以下の如くである。



一認証結果は認証、認証留保に区分されていて、認証を通過する基準点数は2.20(3.00万点)で、認証通過施設には、保健福祉部長官名義の認証書及び認証版を発給する。

- 評価認証有効期間は3年で、有効期間終了後の参加申請時期以内に参加して、認証を維持することができる。(評価認証周期：4年)

以上の内容の中の、評価認証の概念について、一言付言しておく。つまり韓国政府が政府主導で実施しつつある本制度のレーゾンデートルは、なんとといっても本制度の本質とはなにか、及びその実効性について、どの程度広範囲な支持が得られるかがスタート時点での大問題であったのは周知のことだからである。ここでは、その実現過程で政府サイドの要人としてリーダーシップをとられていた、李玉徳成女子大学教授(当時『韓国育児政策開発センター長』)の発言に注目しておきたい。以下、その関連部分を示してみる。

「評価認証制とは『一定の水準の充足に対する公的認定』と定義されていて、認証過程には望ましい水準の質 (quality) を規定する標準を定めて、この標準の獲得と維持を確認する過程が重要だとされている(李玉, 2000)。

保育施設評価認証制度は保育現場を一定の指針を基準にして点検する制度で、「保育施設評価認証制事務局」に自発的に参加申請することを前提に、保育施設の運営水準を評価して、診断して、国家が認証書を付与する制度である。

評価認証参加保育施設は、評価認証指標及び指針書による自己点検で不足している部分を整備・補完して、現場観察及び専門的な評価で保育施設の現水準を評価する。評価対象は乳幼児保育法によって設置されたすべての保育施設で、評価認証周期は評価認証を受けた年から3年である。認証通過施設には政府が発行する認証書が授与される。

保育施設評価認証制は、保育界と一般社会で一緒に認定を受ける代表機関によって保育サービスの標準を樹立して、個別保育施設が自発的に志願してサービスの質評価を受けて、認証機関が設定した標準が要求する水準を充足していたり、それ以上の水準にあれば、その事実を認定する証書を付与する制度のことである(Doherty-Derkowski, 1995)。これとは別に、保育施設評価認証制を「保育サービスを支援するインフラ評価」とするものだと定義することある(Golberg, 1999)。このように定義する場合、評価認証制は地域社会の保育支援水準が保育の質の評価過程と結果に決定的役割を果たして、地域社会が保育サービス従事者と一緒に評価認証を通じて、保育の質的發展に参加することになる。評価認証制度はアメリカ内部だけではなく全世界の幼児教育界に影響を与えて、既に日本、英国、豪州、ドイツ、ベルギー等の世界各国で評価認証制を導入して実施している。

保育施設評価認証制に対するこのような定義は、評価認証制の究極的な目的を合意している。評価認証制の目的は保育施設の質的水準の評価を通じて、質的水準を向上させることである。李玉(2002)は、保床認証制の本当の目的というのは評価の結果、認証可否の決定が目的なのでは

なく、評価の過程がこの制度の目的そのものであることを意味していて、自発的に施行する評価の準備過程と評価過程で生まれる関係者たちの相互作用の中で保育サービスの質が改善、向上されることが評価認証制度が追求する本当の目的であるとしている。また、保育施設評価認証制度は保育サービスの効果的な質的水準管理システムを準備して、保育施設が良質の保育サービスを提供するよう支援して、環境・人力・プログラム等、質的水準に対する情報提供で、保育受容者が保育施設を合理的に選択するよう支援もしている。」

ここには、韓国政府並びに韓国幼児教育・保育研究者が、この制度導入という大きな課題について真摯に議論・検討し取り組んでいた証が読み取れる。2009年度段階ので成功的参加率の獲得要因については、さらに今後の追跡研究が必要だが、韓国における第三者評価制度導入の成功的要因を、単に政府主導、財政支援リンクで片付けるのではなく、こうした研究成果の遺産が生かされていることを高く評価する必要があるのではないだろうか。

#### 4. まとめ

以上幼稚園評価及び保育所評価認証制度の内容を簡単に紹介した。その結果、以下の3点の内容を、指摘しておきたい。

第一、幼稚園評価指標は、その質評価の内容である教育課程評価の項目が、教育計画樹立の適切性、②日課運営の適切性、③教授-学習方法の適合性、④評価の適切性で構成されており、評価の客観性向上への検討のあとが見られる。

第二に、幼稚園、保育施設評価それぞれに「父母による評価」がきちんと位置づけられていることがある。これは詳細な父母に対するアンケートも用意されており、注目に値する。第三に、保育所評価指標が、幼稚園評価指標よりも詳しい内容構成となっている。それだけ、保育施設に対する評価認証の難しさを示しているものといえる。

韓国における第三者評価政策は2009年度にその第一段階を終了した。2010年度からはその実施結果の分析を踏まえて、継続的にその成果と発展課題を、地域水準の実証的研究を視野に入れて明らかにしていく必要がある。そうした研究成果は、必ずや日本の第三者評価の今後の発展に資すること大だというのが私の見解なのである。

注記：本研究は文部科学諸科学研究費「保育の質と第三者評価に関する日韓比較研究」(研究代表者 丹羽孝、宍戸健夫、勅使千鶴、亀谷和史) 課題番号19492045, 平成19～21年度、基盤(B)(1)海外)による共同研究の成果の一部である。

## 参考文献

\*すべて韓国語文献である。

1. 『韓国教育年鑑』 2007～2009年度版、大韓教育新聞社
2. 教育科学技術部「幼稚園評価便覧」2008.5
3. 教育科学技術部『幼稚園評価マニュアル』KICCE、2008
4. KICCE『保育施設評価認証事業の成果2003～2008』李玉他、2008
5. KICCE『幼稚園と保育施設一元化体制のための協力と統合方案』2008
6. 女性家族部『評価認証を通じた保育施設サービス改善効果分析及び発展方案研究』2007
7. 評価認証事務局「キウム」2009.8（広報パンフレット）
8. KICCE「保育施設評価認証指針書：障害児専担保育施設」2009
9. 同上「保育施設評価指針書：40人以上保育施設」2009
10. 同上「保育施設評価認証指針書：39人以下保育施設」2009
11. ソウル市保育施設連合会「ソウル市保育施設の財政運営に関する研究」2009
12. ナジョン・チャンヨンオク『OECD国家の幼児教育と保護政策動向』良書院、2007